

これまでの経過

国

- ◆ 国では、1993年に生物多様性条約を締結し、その後「生物多様性国家戦略」、
「生物多様性基本法」が制定
- ↳ 本市をはじめとする地方自治体に、生物多様性の保全に関し、地域の自然的社会的特性を踏まえた「地域戦略」の策定を求めている。(努力義務)
- ◆ 生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)を通じ、生物多様性保全への関心が国際的に高まる。

本市

- ◆ 京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の中で、「京都の自然環境を後世に伝えていくため、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全に向けた取組を進めていく」としている。

京都の優れた自然環境を後世に伝えていくため、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全の在り方等について検討が必要である。

京都市環境審議会(平成25年3月25日)

◆ 生物多様性保全検討部会の設置

「京都市の生物多様性保全の在り方」等について御意見をいただくため、京都市環境審議会の下に生物多様性保全検討部会(以下「部会」という。)を設置

- ・ 内藤会長から湯本委員を部会長に指名
- ・ 部会委員は学識経験者をはじめ、生物多様性保全に係る実践経験を有する市民やNPO担当者、先進的な企業の取組をリードした担当者

◆ 検討をお願いする事項

本市の調査結果に基づく課題等を踏まえた、生物多様性の保全に向けた施策の方向性 など